第１に次のように加える。

４　前処理に、硫酸シリカゲル加熱還流法を利用し、測定に、ダイオキシン類応答性組換え細胞H4ⅡE―lucを用いたレポータージーンアッセイを利用してダイオキシン類の毒性等量を測定する方法（ダイオキシン類応答性組換え細胞H4ⅡE―lucは、レポーター遺伝子としてホタルのルシフェラーゼ遺伝子を用い、その上流域にダイオキシン類応答配列ＤＲＥを４個持つラットのシトクロムＰ450（ＣＹＰ１Ａ１）プロモーターを配置したプラスミドpGudLuc1.1を、ラット肝がん細胞由来H4ⅡEに導入したものとする。）

５　前処理に、多層シリカゲルカラム及びアルミナカラムを使用し、測定に、ダイオキシン類応答性組換え細胞DR―EcoScreenを用いたレポータージーンアッセイを利用してダイオキシン類の毒性等量を測定する方法（ダイオキシン類応答性組換え細胞DR―EcoScreenは、レポーター遺伝子としてホタルのルシフェラーゼ遺伝子を用い、その上流域に生体異物応答配列ＸＲＥを７個持つマウスのシトクロムＰ450（ＣＹＰ１Ａ１）プロモーターを配置したプラスミドpIND―GCDR7を、マウス肝がん細胞由来Hepa―1c1c7に導入したものとする。）

６　前処理に、硫酸及び多層シリカゲルカラムを使用し、測定に、ダイオキシン類、アリール炭化水素受容体及びアリール炭化水素受容体核運搬タンパク質の複合体形成反応を利用してダイオキシン類の毒性等量を測定する方法（アリール炭化水素受容体には、モルモット由来の細胞質液（サイトソル）に含有されるものを、アリール炭化水素受容体核運搬タンパク質（ＡＲＮＴ）には、バキュロウィルスの発現系を用いて生産したヒト由来のものを、ダイオキシン類応答配列ＤＲＥには、化学合成したものを、抗アリール炭化水素受容体複合体ポリクローナル抗体には、ヤギ由来の融合細胞（ハイブリドーマ）から収得したＡＲＮＴを特異的に認識する抗体を使用する。）

第２中「カーボンカラム」を「活性炭カラム」に改め、「と、検量線作成用標準品」を削り、「抗原固相化―酵素免疫反応」を「間接競合酵素免疫測定法」に、「検量線作成用標準品及びプレート固相抗原には、2,4,5―トリクロロフェノール及びグリシルグリシン又は牛血清アルブミン（ＢＳＡ）から合成した化合物」を「プレート固相抗原には2,4,5―トリクロロフェノール及び牛血清アルブミン（ＢＳＡ）から合成した化合物を、検量線作成用標準品には、2,4,5―トリクロロフェノール及びグリシルグリシンから合成した化合物」に改め、第２を第２の１とし、第２に次のように加える。

２　前処理に、多層シリカゲルカラム及び活性炭カラムを使用し、測定に、磁性ビーズ固定化抗ダイオキシン類モノクローナル抗体及び酵素標識抗原を用いた直接競合酵素免疫測定法を利用してダイオキシン類の毒性等量を測定する方法（磁性ビーズ固定化抗ダイオキシン類モノクローナル抗体には、マウス由来の融合細胞（ハイブリドーマ）から収得した五塩化ジベンゾフラン類及び六塩化ジベンゾフラン類を特異的に認識する抗体を、酵素標識抗原には、アルカリ性ホスファターゼで標識された2,4,5―トリクロロフェノール誘導体を、検量線作成用標準品には、５―オキソ―５―[(2,4,5―トリクロロフェニル）アミノ]ペンタン酸を使用する。）

３　前処理に、多層シリカゲルカラム及びアルミナカラムを使用し、測定に、抗ダイオキシン類モノクローナル抗体及びプレート固相抗原を用いた間接競合酵素免疫測定法を利用してダイオキシン類の毒性等量を測定する方法（抗ダイオキシン類モノクローナル抗体には、マウス由来の融合細胞（ハイブリドーマ）から収得した五塩化ジベンゾフラン類を特異的に認識する抗体を、プレート固相抗原及び検量線作成用標準品には、６―（3,3',4'―トリクロロビフェニル―４―イロキシ）ヘキサン酸を使用する。）

４　前処理に、多層シリカゲルカラム及びアルミナカラムを使用し、測定に、抗ダイオキシン類モノクローナル抗体及び抗原固相化ビーズを用いた結合平衡除外法を利用してダイオキシン類の毒性等量を測定する方法（抗ダイオキシン類モノクローナル抗体には、マウス由来の融合細胞（ハイブリドーマ）から収得した2,3,4,7,8―五塩化ジベンゾフランを特異的に認識する抗体を、抗原固相化ビーズには、2,4,5―トリクロロフェノキシ誘導体及び高分子担体から合成したものを、検量線作成用標準品には、３―［６―（2,4,5―トリクロロフェノキシ）ヘキサノイルアミノ］プロピオン酸を使用する。）

第２の次に次のように加える。

第３　ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法

１　前処理に、硫酸シリカゲルカラム、多層シリカゲルカラム又は多層シリカゲルカラム及び活性炭シリカゲルカラムを使用し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計によりダイオキシン類を測定する方法（ポリ塩化ジベンゾフラン、ポリ塩化ジベンゾ―パラ―ジオキシン及びコプラナーポリ塩化ビフェニルを同時に測定する方法）

２　前処理に、多層シリカゲルカラム又は多層シリカゲルカラム及び活性炭シリカゲルカラムを使用し、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計によりダイオキシン類を測定する方法

３　前処理に、多層シリカゲルカラム又は多層シリカゲルカラム及び活性炭シリカゲルカラムを使用し、ガスクロマトグラフ三次元四重極形質量分析計によりダイオキシン類を測定する方法

○環境省告示第二十七号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第三条第二号ホの規定に基づき、し尿処理施設に係る汚泥の再生方法（平成四年七月厚生省告示第百九十三号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十二年三月三十一日

環境大臣　小沢　鋭仁

第一号中「堆肥とする方法」の下に「又は燃料若しくはその原材料として利用する方法」を加え、第二号中「堆肥とする方法」の下に「又は燃料若しくはその原材料として利用する方法」を加える。

第三号を削る。

官　庁　報　告

官　庁　事　項

人事院公示第７号

人事院は、国家公務員災害補償法（昭和26年法律第191号）第４条の２第１項及び人事院規則16―０（職員の災害補償）第17条の規定に基づき、平成２年人事院公示第８号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

平成22年３月31日　　人事院総裁　江利川　毅

１　別表中

平成19年４月１日から 平成20年３月31日まで	100

を

平成19年４月１日から 平成20年３月31日まで	100
平成20年４月１日から 平成21年３月31日まで	100

に改める。

２　この決定による改正は、平成22年４月１日から効力を発生する。